第十二条第六項の表市町村の項第九号算式の符号U_5中「IS値」を「I_S値」に、「平成21年度」を「平成22年度」に改め、同号算式の符号V_{18}中「0.0283」を「0.0282」に、「0.0387」を「0.0383」に改め、同号算式の符号V_{19}ア中「0.0098」を「0.0280」に改め、同号算式の符号V_{19}イ中「0.0098」を「0.0389」に改め、同号算式の符号V_{21}の次に次のように加える。

V_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.0076
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0076

第十二条第六項の表市町村の項第九号算式の符号W_5中「及び平成21年度」を「から平成22年度までの各年度」に改め、同号算式の符号X_{21}の次に次のように加える。

X_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.0106
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0106

第十二条第六項の表市町村の項第九号算式の符号Zの次に次のように加える。

AA	立替施行者が立替施行をした小学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第三の十三に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AB	義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びにAAにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AC	義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成４年度補正予算債、平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びにAAにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AD	市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AE	昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及びAAにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AF_n	義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から平成22年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びにAAにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AG_{12}	＝0.0379
AG_{13}	＝0.0383
AG_{14}	＝0.0351
AG_{15}	＝0.0473
AG_{16}	＝0.0530
AG_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0378
	イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0565
AG_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0394
	イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0536
AG_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0392
	イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0545
AG_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0125
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0125
AG_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0120
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0116
AG_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0106
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0106